

東京都消費生活基本計画における
消費者教育に関する取組
令和2年度実績・令和3年度予定
(令和3年2月時点)

1 学校教育における消費者教育の推進

(1) 高等学校等での取組

- 消費者教育推進校報告書の作成及び全都立高校への配布（8月）**
 - ・推進校の取組内容や教育庁作成リーフレット、消費生活総合センター作成教材を掲載
- 各都立高校における消費者教育実施状況把握及び周知（11月～12月）**
 - ・学校訪問等による実施状況、先進的な実践的な取組事例の把握
 - ・推進団体の研究会や校長連絡会等において、推進校報告書等の活用の周知
- 都立特別支援学校高等部向けリーフレット（※①）の配布**
 - ・校長連絡会等にて解説

(2) 小中学校等での取組

- 「法」に関する教育推進校の設置**
 - ・3区市（荒川区、府中市、小平市）に設置し、消費者教育を中心とした「法」に関する教育の指導内容・指導方法の研究及びカリキュラム・マネジメントを推進
 - ・推進校における研究成果等の報告会を開催し、都内62区市町村に周知（11月）

(3) 保護者等に向けた取組

- 成年年齢引下げに伴う啓発チラシ（※②）及び消費者教育・啓発ノート（※③）の作成、配布（12月）**
 - ・都内全高校2年生及び保護者向けに同時配布 12万部

※① 都立特別支援学校高等部向けリーフレット

都立特別支援学校高等部
主権者教育・消費者教育推進 リーフレット

18歳から成人になるということ

～都立特別支援学校高等部生徒と保護者の皆様へ～

平成28年6月に「公職選挙法等の一部を改正する法律」が施行され、現在18歳以上の人に選挙権があります。

そして、令和4年に「民法の一部を改正する法律」が施行され、成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。

成年年齢が満20歳から満18歳に引き下げられることにより、特別支援学校等から自らの判断で契約ができるようになります。

高等部生徒の皆さんは、社会の一員として生きるために必要な知識をもち、正しく判断して生活を営む実践力を身に付ける必要があります。

保護者の皆様には、都立特別支援学校での主権者教育と消費者教育の概要に理解いただき、主権者教育と消費者教育の推進に御協力をお願いいたします。

令和2年2月
東京都教育委員会

よりよい社会をつくるために よりよく社会で暮らすために 皆さんが考えること、できること。

主権者として学ぶこと

主権者とは

満18歳以上になると選挙で投票することができます。

学校では、保活動や委員会活動、模擬選挙等の体験的な学習、また、日本や外国の社会生活に見られる様々な課題を自分と結び付けて考える学習などを通して、将来の日本や自分が住む地域の在り方を決めることへの関心をもち、そのために必要な知識を身に付けます。

学校生活や日常生活のあらゆる場面で、自分の考えをもつこと、自分の考えを主張できることや自分で選んだり決めたりすることを大切にしていきたいでしょう。



選挙運動にはルールがある

満18歳以上の人は、有権者になるとともに、選挙運動期間内の選挙運動が認められます。誰でも自由に行える選挙運動として、電話での投票依頼、街頭で出会った人などに投票を依頼することなどの他、ウェブサイト・SNSを利用した選挙運動も可能です。

ただし、選挙運動をする際は、公職選挙法等の法律や学校のルールを守る必要があることに注意しましょう。

満18歳未満の人は、一切の選挙運動ができません。

※注意 電子メールを利用した選挙運動は、満18歳以上の有権者も苦情、候補者や政党以外の全ての人ができません。

投票の方法をしよう

障害のある方の投票を支援する制度として、次のような制度があります。

- 「代理投票」…投票所の事務に従事する者が代筆する
- 「手字投票」…点字投票用の投票用紙や点字器を使用する
- 「指定病院等における不在者投票」…病院等への入院・入所の場合に利用できる
- 「郵便等投票」…重傷の障害がある人が利用できる
投票所での支援もありますので、必要に応じて活用しましょう。



消費者として学ぶこと

消費者とは

皆さんは、現在、一人の消費者として商品やサービスを購入して、それらを利用しながら生活しています。

学校では、買物の仕組みや消費者の役割等の基本的な内容から、金銭の管理、売買契約の仕組み、商品やサービスを選ぶために情報を活用することや自分や家族の「消費生活」が周りの環境や社会に及ぼす影響についてなど、将来にわたって社会生活を営む上で大切なことを学びます。



契約にはルールがある

成人になると、一人で「契約」ができるようになり、高額な商品を購入する契約や携帯電話の契約等が保護者の同意がなくてもできるようになります。

ただし、契約には、法律上の責任が伴うため、一方的にやめにする(取り消す・解除する)ことは原則的にできません。

成年年齢の引き下げ(18歳から成人になること)により、今までは「未成年者取消権」で守られていた、18歳や19歳の人々が消費者トラブルに巻き込まれる心配があります。高等部在学中から契約についての決まりや制度等をよく理解して、消費者トラブルに遭わないように十分注意しましょう。



かしこい消費者になろう

高等部卒業後は、自分一人で商品やサービスを購入する場面がたくさんあるかもしれません。正しい金銭の管理(無駄遣いをしない等)はもちろん、本当に自分にとって必要なものであるか、商品やサービスについて聞いたり調べたりした情報が正しいかどうか等を常に考えながら行動することが重要です。

皆さん一人一人が「消費生活」についての知識をもち、自分で考え、行動することが「かしこい消費者」になるための第一歩です。

購入した商品やサービスに問題があるなどのトラブルがあったときや、「消費生活」について分からないことがあったときは、身近な人や相談機関等に相談しましょう。



※② 成年年齢引下げに伴う啓発チラシ

保護者の方へお渡しください

18歳がねらわれる!?

悪質商法のターゲット?
2022年4月1日から、
成年年齢が18歳に引き下げられます。

▼ 大人になると、どうしてねらわれるの…!? ▼

理由 その1

自分の意思で高価な買物ができる!

親権者の同意が無くとも、高価な買物ができるようになります。

理由 その2

親権者の承諾無く、お金が借りられる!

現金が無くても、クレジットカードのキャッシングや、旅行ローン、消費者金融が利用できるようになります。

理由 その3

未成年者取消権が使えない!

大人になると、未成年者取消権(OK)は使えなくなります。

※未成年者取消権は、未成年者が、親権者の同意を借らずに結んだ高価な契約は、原則として取り消すことができるというもので、

消費生活センターへの相談件数

| 年度 | 18歳 | 20歳 | 21歳 |
|------------|-----|-----|-----|
| 2017年度 | 188 | 314 | 141 |
| 2018年度 | 177 | 402 | 179 |
| 2019年度 | 20 | 540 | 281 |
| 2021年度(推定) | 20 | 21 | 21 |

※市内の消費生活センターに寄せられたマルチ・マルチまがい商品の相談件数

**現在は
大人になりたての
20歳・21歳が
ターゲットに
されています!**

東京都消費生活総合センター こんなトラブルの相談が寄せられています! 詳しくは課室へ

※③ 消費者教育・啓発ノート

名前

【学生にありがちなトラブル事例(マルチ商法)】

【どうして消費者トラブルにまきこまれたのか、考えよう】

- ◆ 『簡単にもうかる』って話、本当にある?
- ◆ その商品、自分にとって本当に必要?
- ◆ どんな契約なのか確認した?
- ◆ 契約する前に、誰かに相談した?

買ったときは、消費生活センターに相談!

☎188 消費者ホットライン

※市内への消費生活相談窓口につながります。

さらに!!

日常の買い物も「買う」「支払う」「使う」「捨てる」といった段階ごとに、よく考えて行動する習慣が大切です。ノートクイズを使用したので、楽しみながら学んでくださいね!

問 **Q1. こので何が作られていたでしょう?**

平成25(2013)年4月、シチカラツツの消費者庁長官宛に「チカラツツ」が提供し、工場が従業員が安全衛生に関する事件が起きました。工場は10人以上、雇用した人は主に若い女性です。事件の発生があり健康被害が起っていたにもかかわらず、製品が販売されました。一度、工場では何をしていたのでしょうか。

(4) 教員への研修等支援

○中堅教諭等資質向上研修(悉皆研修)の実施(8月)

- ・研修内容に、消費者教育を位置付け
- ・集合による研修を中止し、課題提出による代替研修を実施

○専門性向上研修「社会・公民Ⅱ」の実施(9月)

- ・研修タイトル「社会科で前進するシティズンシップ教育－法教育、消費者教育の充実－」
- ・現代の諸課題に対応した法教育、消費者教育、社会保障教育に関する指導の工夫等を学習

(5) 消費者教育コーディネーターの配置

○コーディネーター制度・活用方法周知(通年)

- ・教育管理職対象：学校訪問、校長連絡会等を活用して説明
- ・教員対象：教員研修、教員向け情報提供誌、教員向けメルマガを活用し情報発信

○コーディネート業務の実施

- ・学校からの相談対応 9件
(うちコーディネーターを活用して実施した講座 3件)
- (※資料5)

学校からの相談例

- ①成年年齢引下げによる影響を1年生の活動で取り上げたい。教材を紹介して欲しい。
- ②セーフティ教室を利用して消費者教育を行いたいのので、相談にのってほしい。



コーディネート例

- ①学校の要望を聞きながら、消費者教育を実施する際の参考資料・教材を紹介
- ②テーマ、時間など学校の希望に加え、学校の特徴等を講師に伝え、出前講座の実施を調整

(1) 若者向け悪質商法被害防止キャンペーンの実施（令和3年1月～3月）

- ポスター（約1万3千部）・リーフレット（約21万部）の作成
 - ・都内各種学校、カラオケ店、ネットカフェ、消費生活センター等にて配布
- 交通広告の実施
 - ・JR（山手線・中央線快速）、京王電鉄、都営地下鉄、東京メトロ、多摩モノレールにて広告掲出
- 自動車学校、街頭ビジョン等にて広告掲出
- 特別相談「若者のトラブル110番」の実施 など



○SNS広告（令和3年1月～3月）

・Twitter及びInstagramで実施



ココに注意!...東京都消費生活総合センターからのアドバイス
metro.tokyo.jp

○インターネット広告（11月～12月）

・バナー広告からHP内の若者向けページに誘導



(3) 消費者被害防止のための若者参加型事業の実施

- 消費者トラブルをテーマにラジオCMコピー公募
(7月～10月)
- CMコピー最終審査会(公開収録)(12月)
- 完成したラジオCM及び動画の公開(令和3年3月予定)



入賞作品

島村峻成さんの作品

男：「一,二,三,四,五…」
 女：「ねえねえ～何数えてるの？」
 男：「あー、友達の連絡先。いくつあったか
 なって(笑)」
 女：「あーそうなんだ。」
 男：「五,十,十五,二十,二十五…」
 女：「今度は何数えてんの？」
 男：「あー、なんかこのサプリを友達に紹介
 するとひとりにつき5万円貰えるんだっ
 て(笑)いくらになるかなあ～！」
 女：「あっ、それって…」

NA：「それマルチ商法かも。あっと思ったら
 まず相談。東京都消費生活総合センターで
 す。」



沖田ミツヲさんの作品

～喫茶店内にて、何かを食べながら話す男～
 胡散臭い男：
 「やっぱさあ『夢』を叶えるにはお金が必要
 じゃん？ほら、『夢』もってる人でもさ、お
 金がなくて諦めちゃうみたいなパターンが多
 いわけ。でさ、君も『夢』叶えたいわけ
 じゃん？毎日バイトしながら、空いてる時間
 で『夢』の為に努力して…って効率悪いじゃ
 ん？俺はね、君の『夢』を叶える為のお手伝
 いをしたくてこのビジネスを…」

NA：「その夢を食べられてしまう前に。ま
 ずはご相談ください。東京都消費生活総合セ
 ンターです。」



森田直也さんの作品

男：「じゃあここにハンコ押して。
 え？初めての契約だからちゃんと読
 むって？あのね、それは高校生まで。
 大人の世界ではこういうのはさっさと
 ハンコ押すの。そうそう。その調子。
 これで君も俺らの“仲間”だぜ」

NA：「契約は慎重に。東京都消費生活
 総合センター」



(4) 学校への情報発信

○学校向けメルマガの配信

- ・ 大学・専修学校等（104校）、全都立学校教員及び希望のあった私立学校（5校）

○教員向け消費者教育情報提供誌「わたしは消費者」発行

(5) 若者への調査やヒアリング

○情報発信に関する若者グループインタビュー調査の実施（10月）（※資料6）

- ・ 18.19歳の男女12人を対象に、オンライン形式で情報発信についてヒアリング

○消費生活基本調査「若者の消費者被害に関する調査」の実施（11月～12月）

- ・ 若者の消費者被害の実態、若者が情報を入手しやすいと思うメディア等を調査（※資料7）

3 区市町村支援

○都区市町村合同研修の実施（消費生活行政職員等の知識や実務能力の向上）

- ・ 6回 71人（うち4回は資料配布）一部、オンラインによる同時配信を実施

○市町村との共催講座の開催（講座開催に関するノウハウを提供）

- ・ 8回 165人

○区市町村の消費生活部門及び学校教育部門の連携の促進

- ・ 義務教育指導課事業説明会に消費生活部門の職員が出席し、協力を依頼（11月）

4 全世代に向けた消費者教育の取組

資料4-⑨

(1) 事業者団体等との連携による消費生活講座

○オンラインシンポジウムの開催（12月）

- 「リスクへの対応と求められる消費行動」
- ・受講人数 161人

オンラインシンポジウム
参加費無料 限定配信

リスクへの対応と求められる消費行動

現代社会では、自然災害や新型コロナウイルス感染症、情報化社会を取りまくネットトラブルなど、様々なリスクが生じています。それらのリスクの、発生前・発中・発後の善処で、被害を最小限にとどめ、被害を未然に防ぐことが重要です。本シンポジウムは、リスクへの対応と、適切な消費行動についてパネルディスカッションで考えます。

※本シンポジウムは専用サイトへのログインが必要です。

開催期間 **令和2年12月10日(木)～16日(水)**
開始日13時30分～終了日23時59分

定員人数 **200名** (都内在住・在勤・在学の方)

内容

- 基調講演 (45分)**
テーマ：危機管理とリスクコミュニケーション
講師：福田 亮
東京大学大学院経済学・経営学系准教授、東京大学大学院経済学・経営学系准教授、東京大学大学院経済学・経営学系准教授、東京大学大学院経済学・経営学系准教授
- パネルディスカッション (45分)**
リスク対応と消費行動
コーディネーター：野地 浩和
消費生活センター長、消費生活センター長、消費生活センター長、消費生活センター長

申込方法
◆専用サイトへのログインから
◆アクセス：東京の消費生活センター

お申込・問合せ先
多様な主体との連携調査事務局
TEL: 03-5835-0388
FAX: 03-5835-0296

申込締切 **11月27日(金)**

主催：東京都消費生活総合センター

(2) 消費者団体との協働事業

○くらしフェスタ東京の開催（メインは10月）

- ・「WEB交流フェスタ」特設サイトの開設
- ・オンライン講演会の開催
- ・地域会場等にて映画上映

くらしフェスタ東京

10月は東京都消費者月間です
参加費無料
※詳細は、事前に問い合わせください。

WEB交流フェスタ 2020
ホームページから参加しましょう。クイズに答えると抽選でプレゼントもあります。

エコプログラム
環境に配慮したエコカルな消費行動

地域会場
多摩、八王子で開催

協賛事業
消費生活講座、講演会、交流会など各団体の自主企画

東京都消費生活総合センター
イベントスケジュール
これまでの取り組み
消費生活センターの活動がご紹介します

Facebook
Twitter
おすすめリンク集

(3) 計量に関する周知活動と教育の推進

○特設WEBページの開設

親子はかり教室（8月）



都民計量のひろば（11月）

Web版
都民計量のひろば 2020
くらしと計量 - コロナに負けるな！くらしを元気に計量！ -
主催：都民計量のひろば実行委員会

-11月1日は計量記念日-



(4) エシカル消費の理解の促進

○スーパーマーケットにおける普及啓発（10月）

- ・ 都内イトーヨーカドー・イオン等計46店舗にて実施
- ・ アンケート回答者に抽選でKURUMIRU（福祉保健局）の雑貨をプレゼント



サイネージでPR動画放映



エコバッグ・布描きくれよん配布



キャンペーンサイトを開設
楽しみながらエシカル消費を
学べるクイズを掲載

エシカル消費に関連する商品の売り場コーナーを設置(ポスター・POP等を掲示)

○SNS等を活用した普及啓発（10月～11月）

- ・ Yahoo! JAPANバナー広告掲載
- ・ YouTube及びInstagram動画広告

○東京都エシカル消費普及啓発協力事業の推進

- ・ エシカル消費普及啓発に協力してくれる団体・事業者等にロゴマーク、グッズ、チラシを提供

1 学校教育における消費者教育の推進

- 全ての都立高校等の教員が消費者教育推進を図るために、連絡会等の開催を検討
- 消費者教育コーディネーター制度を活用し、学校現場と連携することにより、さらなる消費者教育の推進を図る。

2 注意喚起・情報発信

- 若者参加型事業を通じた情報発信
 - ・都内高校等と連携し、消費者トラブルをテーマに若者からコピーを公募・選考し、ラジオCMとして放送。加えて、CMをもとに制作した動画をインターネット等で公開
 - ・コピーの書き方について、eラーニング教材を作成し、学校での活用を推進

3 エシカル消費の理解の促進

- エシカル消費の理念の普及
 - ・エシカル消費をスタンダードと思う世代を育てるため、幼児とその保護者をターゲットとしたデジタルブック絵本の作成、普及啓発
 - ・区市町村支援のためのエシカル消費講座カリキュラム作成及びモデル講座の実施

※ 令和3年度の事業実施に当たっては、オンラインの活用や実施方法の見直しを行うなど、柔軟に対応を図っていく。